

4月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月18日（月）午前10時00分～10時15分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 伊藤 多美恵、内山 信行、河崎 貫一郎、村田 信男、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
野村 文雄、関谷 利彦、磯部 恵子、正司 浩幸、
田中 修、富永 茂巳、河村 守浩、大草 知子・・・（18人）
4. 欠席委員 ……（0人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条に規定する別段の面積の指定申請について
議案第4号 非農地証明申請について
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について
第3 報告事項
報告第1号 公共事業の施行に伴う農地転用通知書について
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議 長： それでは定刻となりましたので、4月の定例総会を開会します。
新しい年度が始まりましたので、本日は今年度の事業計画等について皆様の意見をお聞きしたいので、定例総会終了後、意見交換の時間を設けたいと思います。
今年度は年間予定表も作っており、活動記録も新しく変わります。また、国の政策も農地をある程度有効活用しなさいという方向になっているようですから、それにのっとって宇部市農業委員会も進めていきたいと思います。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： 報告の前に、事務局職員に4月1日定期人事異動がありましたので紹介します。

（新任職員紹介）

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席委員数は18人です。本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項20件及び報告事項2件です。

議 長： 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員は私から指名します。西岐波地区の磯部委員、楠地区の岡田委員をお願いします。書記は事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 今月から議案書の表記について、月ごとの件数を廃止し、年間の通しの受付番号のみに変更していますのであらかじめお知らせします。
議案書は1ページ、上から1番目から4番目、旧市地区の議案、21番から24番までの4件について説明します。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はいずれの議案もすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の4件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、21番、22番、23番、24番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの上から5番目と6番目、2ページの上から1番目と2番目の厚南地区の議案、25番から28番までの4件について説明します。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。厚南地区の4件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、25番、26番、27番、28番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページ、上から3番目から5番目の東岐波地区の議案、29番から31番までの3件について説明します。
いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、29番、30番、31番は許可します。
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は2ページの一番下と3ページの1番目の西岐波地区の議案、32番と33番の2件について説明します。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、32番、33番は許可します。
次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は4ページ、農地法第3条の許可申請、東岐波地区の議案、5番、6番、7番について説明します。

いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、5番、6番、7番は許可します。
次に、議案第3号、農地法第3条（施行規則第17条第2項該当）に規定にする別段の面積の指定申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページです。農地法第3条、農地法施行規則第17条第2項に規定する別段面積の指定申請について説明します。

本件について、事前の質問はありませんでした。

指定をしますと、空き家に定住され空き家とセットで農地を取得する者の場合に限り、30アールの経営規模がなくとも農地の権利移動の許可の対象となるものです。今後空き家とセットで指定農地の取得見込みとなれば、農地法3条の許可申請が将来提出されると想定されます。

なお本事案については、「空き家に付随する農地の別段の面積の設定にかかる事務処理要領の要件はすべて満たしています。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。
この家の所有者は大体お幾つくらいですか。

事務局： 申請事項に含まれていませんので分かりません。

議 長： 分かりました。
採決に入ります。本件について、地番指定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第3号は承認します。
次に、議案第4号、非農地証明申請について一括して上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は6ページ、14番と15番の2件です。
いずれの議案も、事前の質問はありませんでした。申請地の現況は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページから18ページ、本件について事前質問はありませんでした。
農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
東岐波、厚南、厚東、小野、船木、万倉、吉部の委員さん、よろしいですか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明します。
報告第1号、議案書19ページです。山口県企業局から、公共事業の施行に伴う
工事用道路のため二俣瀬地区に所在する農地を一時転用する旨の通知です。
次に、報告第2号、議案書は20ページから38ページまでです。市内に事業所
を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があ
り、その写しと確認結果です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。
これら報告事項であり了解いただきたいと思います。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程を連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。
これを持ちまして、4月定例総会を閉会します。

終了(10:15)